

## 新型インフルエンザに対する注意喚起と対応について

国内での新型インフルエンザの感染が再び全国的に増加し、死者発生報道とともに、秋季からの急激な感染拡大が懸念されております。これに伴って皆様におかれましては下記を参考にして十分な感染予防措置を取られるとともに、感染が疑われる際に的確に対処されるようお願いいたします。

### 記

#### 1. 予防対策

- ・ 予防のポイントは、「手洗い・うがいの励行」「可能な限り人ごみを避ける」「せきエチケット（せきやくしゃみの際はティッシュ等で口と鼻を被い、他の人から顔をそらすこと。使ったティッシュは直ちにゴミ箱に捨てること。せきやくしゃみをおさえた手、鼻をかんだ手は直ちに洗うことなど。）」です。また、やむを得ず外出する際には、できるだけマスクを着用すること。外出後や食事の前には手洗い・うがいを励行してください。
- ・ 不摂生は避け食事や睡眠を十分に取り、常に健康的な生活習慣を心がけてください。
- ・ ぜんそくなどの呼吸器系、糖尿病・腎臓病などの代謝系の持病をお持ちの方は、感染により重症化するリスクが高いため、特に感染予防を心がけてください。また、感染が疑われるような症状が出た時にどのようにするか、事前に主治医とよく相談しておいてください。
- ・ 各種集会やスポーツ大会等に参加する場合には十分な感染予防措置を行ってください。

#### 2. 新型インフルエンザの感染が疑われるときの対処

- ・ 発熱やせきなどがあり、新型インフルエンザの感染が疑われる場合は、登校をせず、医療機関と事前に電話相談の上、受診してください。直接医療機関へ行くのは避けてください。受診医療機関が分からない場合は、最寄りの保健所の発熱相談センター等の窓口にご相談してください。

下関保健所保健予防課 予防係

受付時間 平日の8時30分～17時15分 電話番号 083-231-2664（直通）

- ・ 受診の結果、新型インフルエンザに感染または感染している疑いがある（A型と診断された場合も含む）と診断された場合には、医師の指示に従うとともに、速やかに電話等で、保護者とクラス担任へその状況を連絡してください。
- ・ 病気が治癒するまでは登校しないでください。病気回復の期間等は、医師の指示に従ってください。（原則、発熱の翌日から7日間、解熱後2日間が過ぎるまでは登校はしないでください。）
- ・ 治癒して出校可能となった後は、治癒の確認のため、担当の医師に「治癒証明書」（注）を作成していただき、欠席届とともに学生支援課へ提出してください。
- ・ 学校の医務室を利用される場合は、必ずマスクを着用してから入室するようにしてください。

#### 3. 同居者（家族、友人など）が新型インフルエンザ（A型も含む）への感染が判明した場合、及び会議や集会などで新型インフルエンザ（A型も含む）感染者と濃厚接触の疑いがある場合

- ・ 感染者解熱時より7日間は、不要不急の外出を控えるとともに、体温を定期的に測るなど体調の管理に努めてください。
- ・ インフルエンザのような症状が出てきた場合には、上述した項目2の「新型インフルエンザの感染が疑われるときの対処」に従ってください。

【注】治癒証明書に以下のことを必ず記載していただくように担当の医師にお願いしてください。

- ・ 病名（A型か、B型かも記載のこと）
- ・ 罹患期間（いつからいつまで罹っていたか）